

1 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

老人福祉法上は特別養護老人ホーム、介護保険上は介護老人福祉施設と呼ばれているが、設備基準に差異はない。全室個室のユニット型と多床室で構成された従来型（通称）があり、また、29 名以下の地域密着型、サテライト型という分類がある（表 3-10）。

表 3-9 介護老人福祉施設に関する設備基準

区分		ユニット型	従来型（一般型）
概要		65 歳以上の常時介護を必要とし居宅で介護を受けることが困難な高齢者（要介護高齢者）及び市町村の措置による要介護高齢者を入所させ、養護することを目的とする施設	
開設者		地方公共団体、社会福祉法人、農業共同組合連合会（厚生連）	
対象者(新規入所)		65 歳以上の原則要介護 3 以上（＊ 1）の高齢者	
定員		規定なし。地域密着型は 29 名以下	
設 備 基 準	居室定員	1 人（必要と認められる場合は 2 人）	1 人（＊2）
	居室面積 「従うべき 基準」	10.65㎡以上（便所を除く、内法面積） 二人部屋 21.3㎡以上	10.65㎡／人以上（便所を除く、内法面積）
	所要室＊2	ユニット（＊3）（居室（＊4）、共同生活 室（2㎡／人）、洗面設備（＊6）、便所（＊ 6））	居室（＊4）、静養室（＊5）、食堂及び機 能訓練室（合計 3㎡／人）、洗面設備（＊6）、 便所（＊6）、浴室（＊6）、医務室（＊7）、 調理室、介護職員室、看護職員室、面談室 洗濯室または洗濯場、汚物処理室、介護材 料室、事務室その他運営上必要な設備
		浴室（＊6）、医務室（＊7）、調理室、洗 濯室または洗濯場、汚物処理室、介護材料 室、事務室その他の運営上必要な設備	
階段	ユニット、居室、静養室、食堂、浴室、機能訓練室が 3 階以上にある場合には特別避 難階段を 2 以上（防災上有効な傾斜路を有する場合または車いすもしくはストレッチ ャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有す る場合は、1 以上）		
廊下	・片廊下 1.8 m 中廊下 2.7 m 以上(内法、 手すりから測定する) 廊下の一部を拡張することで往来に支障 がない場合は、片廊下 1.5 m、中廊下 1.8 m 以上 ・地域密着型は原則片廊下 1.5 m、中廊下 1.8 m 以上で廊下の一部を拡張すること で往来に支障がない場合は建築基準法規 定による（＊8）		・片廊下 1.8 m 以上 中廊下 2.7 m 以上(内 法、手すりから測定する)
その他	・廊下、共同生活室、便所等に常夜灯を設けること（平 11 厚令 46 <11 ⑥二>）		

- * 1 2015（平成 27）年 4 月より（既入所者は継続して入所可能）。
- * 2 2012（平成 24）年の改正により「4 人以下」から「1 人」になった。「参酌すべき基準」であるため地方公共団体によっては「4 人以下」としているところもある。また、既存施設については経過措置として「4 人以下」となっている
- * 3 1 ユニットの入居定員は原則 **15** 人以下。他のユニットの入居者が当該共同生活室を通過することなく施設内の他の場所に移動できるようにすること。居室は当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること
- * 4 地階は不可。身の回り品を保管できる設備、ブザーを備えること
- * 5 地階は不可。介護職員室または看護職員室に近接
- * 6 要介護者が使用するのに適したものであること
- * 7 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所とすること。サテライト型では不要（平 11 厚令 46 〈55〉）
- * 8 平 11 厚令 46 〈55 ⑥〉、平 12.3.17 老発 214 〈第 6 2〉

表 3-10 介護保険法による介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の分類

定員	施設分類	
30人以上	介護老人福祉施設（一般）	
29人以下	地域密着型介護老人福祉施設	小規模の介護老人福祉施設
		サテライト型居住施設（*）

* サテライト型居住施設とは、本体施設（同一法人による特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所であって、当該サテライト型居住施設に対する支援機能を有するもの）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所（通常の交通手段を利用して、おおむね 20 分以内（平 12.3.17 老発 214 〈第 6 2(2)〉）で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。医師、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員、調理員、事務員などを本体施設と兼務させることができる

【計画上の留意点】

1 居室面積の測定方法

2002（平成 14）年の改定によりすべて内法での測定によることとし（平 12.3.17 老企 214 〈第 2 1(11)〉）、また、ユニット型個室については、洗面設備は含むが便所は除くとされた（平 12.3.17 老企 214 〈第 5 4(5)⑤〉）。

2 廊下の幅員

2002（平成 14）年の改定により、内法によるものとし手すりから測定する、とされた（平 12.3.17 老企 214 〈第 2 1(12)〉）。

3 中廊下の定義

中廊下とは、廊下の両側に居室、静養室、共同生活室（*）等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう（平 12.3.17 老発 214 〈第 2 1(5)〉）。

* ユニット型の場合は静養室を共同生活室に読み替える（平 12.3.17 老発 214 〈第 5 4(10)〉）

4 耐火性能

耐火建築物とすること。ただし、入居者の日常生活の場が 2 階及び地階のいずれにも設けられていない場合は、準耐火建築物とすることができる。なお、2006（平成 18）年 3 月の改定により一定条件のもとで木造平屋建てとすることが、2012（平成 24）年 3 月には木造 2 階建てができるようになった（平 11 厚令 46、平 12.3.17 老企 214）。

なお、木造とする場合には、平元 .3.31 消防予 36、平 19.6.13 消防予 213 に基づいた計画とすること（平 24.3.30 老発 0330 第 3）。

5 傾斜路またはエレベーターの設置

居室、静養室等が 2 階以上の階にある場合は、1 以上の傾斜路を設けるかまたはエレベーターを設けること（平 11 厚令 46 〈11〉）。

6 バルコニー

法令としての規定はないが、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭 62.9.18 社施 107）によって、設置することが望ましいとされている。また、東京消防庁など条例で、周回バルコニーの設置を強く指導しているところがある（p. 164 参照）。

7 ユニットの定員

おおむね 10 人以下。ただし、**令和3年3月の改定により、自立的な日常生活支援等に支障が**